平成２４年（フ）第１７０号
三重県鈴鹿市東玉垣町2533番地の１
債務者　山口　俊輔
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５９３号
兵庫県三田市上井沢447番地８
債務者　安井　弘樹
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９３号
神戸市中央区港島中町６丁目14番地　ポートピアプラザＣ棟2107号
債務者　澤井　　誠
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５０号
神戸市兵庫区駅南通３丁目２番５号
債務者　太田　福信
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７５号
神戸市兵庫区荒田町３丁目45番１号　広紀マンション４Ｆ
債務者　**藤**田　昌三
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４１号
神戸市東灘区深江南町４丁目14番17―604号、従前の住所大阪市西成区千本北１丁目10番18号
債務者　小島　泰治
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８１号
神戸市長田区宮川町２丁目32番地の４　辰己文化201号
債務者　細野　良雄
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９４号
兵庫県三田市三田町１番５号　足立マンション305号、従前の住所大分県豊後高田市来縄483番地10
債務者　松場　政徳
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７０号
兵庫県宝塚市仁川宮西町３番23号ファミール仁川Ⅲ202、前住所兵庫県宝塚市野上６丁目５番６―403号
債務者　口丸　静江（旧姓重留）
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２０号
兵庫県川西市矢問３丁目３番８号
債務者　林　　賢
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２４１号
兵庫県宝塚市寿町１番９―７号、前住所大阪府豊中市旭丘６番１―508号
債務者　辻野真由美（旧姓田村）
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２５１号
兵庫県伊丹市西台１丁目７番10―603号
債務者　伊藤　　礼
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６１号
兵庫県豊岡市栃江1044番地の８
債務者　小林　清実
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
兵庫県朝来市羽渕684番地
債務者　大島八智代
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
福岡県八女市立花町白木5433番地
債務者　田中　一弘
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第２４２号
長崎県長崎市平野町22番10号　サンコーポフェニックス105号、旧住所長崎県長崎市江平１丁目４番20号　ヘリテイジ102
債務者　堀川　　啓
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
長崎県長崎市西山４丁目235番地
債務者　松尾　泰助
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係